

平成27年8月7日

各小中学校長 様

四万十町教育長
(公 印 省 略)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応
及び児童虐待防止対策に係る対応について

標記のことにつきまして、別添写しのとおり、高知県教育長を通じ、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

本通知の内容は、児童相談所等において一時保護等が行われている児童生徒の指導要領に係る対応として、

- ①一時保護が行われている児童生徒が学習を行っている場合は、一定の要件を満たす場合、「出席扱い」を認める。
- ②一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引き等の日数」とする。

ことを明確化するとともに、児童虐待対策について、

- ①関係機関間の個人情報の引き継ぎが円滑に進むよう留意点を明確化する。
- ②虐待に関する研修や組織的な通告を今後とも適切に行う。

という内容となっております。

つきましては、教職員に対して本通知の周知を図るとともに、適切な対応がなされますようよろしくお願いします。

【本件担当】

四万十町教育委員会事務局

学校教育課

TEL 0880-22-2594

FAX 0880-29-0073

27高教人第227号
平成27年8月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
【公印省略】

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応
及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

うえのことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

詳細につきましては別添の通知文及び別紙に明記されておりますが、本通知の内容は、児童相談所等において一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る対応として、

- ① 一時保護が行われている児童生徒が学習を行っている場合は、一定の要件を満たす場合、「出席扱い」を認める。
- ② 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引き等の日数」とする。

ことを明確化するとともに、児童虐待対策について、

- ① 関係機関間の個人情報の引き継ぎが円滑に進むよう留意点を明確化する。
- ② 虐待に関する研修や組織的な通告を今後とも適切に行う。

という内容となっております。

つきましては、所管の学校等に対して、本通知の周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

【本件担当】

高知県教育委員会事務局人権教育課

TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4559

アドレス



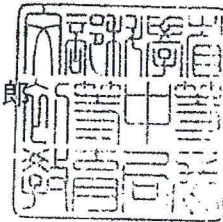
27文科初第335号

平成27年7月31日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



(印影印刷)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び
児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習

条件を向上させる取組も行われているところです。

ついては、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記１．のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成２６年１２月２６日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記２．のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成２７年３月１６日付け総行住第３３号、２６初企第５３号、雇児総発０３１６第１号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

１．一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙１及び別紙２によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこ

と。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

ついては、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・ 設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・ 設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、

人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること

- ・ 公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料2）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日付け23文科初第1707号）（参考資料3）の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

担当：初等中等教育局

児童生徒課 企画係

（電話）03-6734-3054

（FAX）03-6734-3735

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないように努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- ① 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- ② 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日付け22文科初第1号（以下「平成22

年通知」という。))を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3. その他の留意点

(1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1.を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であつて、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

児童相談所の一時保護所の学習環境が
出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号を累次改正）が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

（1）教育指導の方法・内容

- 児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- 学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- 児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- 児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

（2）教育指導の体制

- 教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成15年5月16日付け15文科初第255号）の中の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）6．指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。
- 児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

（3）施設・設備等

- 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活

動するための部屋，相談室，職員室などを備えていること。

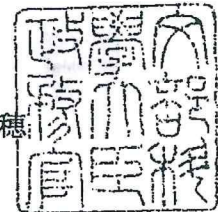
- 体育館等を備えていたり，体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど，スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- 児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。



21文科初第777号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学大臣政務官 高井 美穂



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

（2）児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

（3）通告後の関係機関との連携

① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

（1）関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

平成 26 年 12 月 26 日

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議

児童虐待防止対策等について（抄）

〈速やかな実施に向けて取り組む主な対応策〉

妊娠期からの切れ目ない支援

- ③ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み
- ◇ スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー配置の充実
- ◇ 進学・転学等の際の学校等の間の情報共有や，学校と児童相談所等関係機関の連携の促進，適切な通告の実施などについて改めて周知徹底

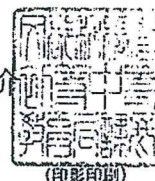


22初児生第65号
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷 桂介



児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応
に関する状況調査結果について（通知）

標記の調査について、この度、調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）等において、児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携を図る上での留意点等について周知し、適切な対応をお願いしてきたところです。別添の調査結果では、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ教職員に対する研修の充実などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各教育委員会等におかれましては、下記の事項に御留意の上、教育委員会における児童虐待の防止等のための取組の充実に努めるとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対し、児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

記

1 関係機関との連携の強化について

学校、教育委員会における児童虐待の防止等のためには、関係機関との連携が重要であることから、学校、教育委員会等は積極的に児童相談所や自治体福祉部局等が主催する会議へ参加したり、要保護児童対策地域協議会へ参画したりするとともに、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のための必要な情報交換や知識の醸成などに努め、実質的な連携を図られたい。

2 教職員に対する研修について

学校の教職員が児童虐待の防止、早期発見・早期対応及び児童虐待を受けた児童生徒の支援等に適切に対応できるようにするため、教育委員会等は、法定研修や管理職、生徒指導担当教員に対する研修に児童虐待の防止等に関する内容を必ず盛り込む、所管の学校に対して児童虐待の防止等に関する校内研修の積極的な実施等を促す、児童虐待の防止等についての教職員用研修教材の活用を図るなどして、すべての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう必要な研修の充実を図られたい。

（本件連絡先）
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導第一係
電話番号 03-5253-4111（内線3299）
03-6734-3299（直通）
e-mail s-sidoul@mext.go.jp

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応 に関する状況調査結果概要

平成23年3月
児童生徒課

1 調査の趣旨

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）に基づく、児童虐待防止等のための教育委員会等の取組状況を把握するため本調査を実施した。

※調査対象期間：平成22年3月24日から平成23年3月31日まで（同期間内の予定含む。）

2 調査結果

(1) 関係機関との連携状況

①要保護児童対策地域協議会への出席状況

- ・指定都市教育委員会：16か所（88.9%）
- ・市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会：1,193か所（75.0%）

注）カッコ内の割合は、平成22年4月1日現在、指定都市・市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市教育委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して算出したもの。

なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

②自治体福祉部局主催の会議・研修への出席状況

- ・都道府県教育委員会：40か所（85.1%）
- ・指定都市教育委員会：13か所（68.4%）
- ・市区町村教育委員会：1,161か所（63.8%）

注）カッコ内の割合は、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会の総数で除して算出しているが、総数には自治体福祉部局主催の会議・研修を実施していない自治体も含まれる。

(2) 教職員に対する児童虐待防止等に関する内容を盛り込んだ研修の実施状況

<法定研修（初任者研修・10年経験者研修）>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	34 72.3%	33 70.2%	31 66.0%	34 72.3%
指定都市教育委員会	15 78.9%	15 78.9%	9 47.4%	11 57.9%

注）下段の割合は、都道府県・指定都市教育委員会数の総数で除して算出したもの。

<校長研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	26 59.1%	25 56.8%	18 40.9%	20 45.5%
指定都市教育委員会	14 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	12 100.0%

注）下段の割合は、平成21年度を対象に別途調査して把握した校長研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、校長研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

<生徒指導担当教員に対する研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	29 82.9%	31 79.5%	26 65.0%	27 79.4%
指定都市教育委員会	12 85.7%	13 86.7%	6 60.0%	9 100.0%

注）下段の割合は、平成22年度を対象に別途調査して把握した生徒指導担当教員に対する研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、生徒指導担当教員に対する研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について

文部科学省児童生徒課

〈調査結果概要〉

調査1 児童相談所等関係機関との連携の状況

貴機関は、a.～e.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、f.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修を主催し（H22.3.24～H22.11.30）、または主催する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

会議又は研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a. 要保護児童対策地域協議会	25	—	16	88.9%	1,193	75.0%	2	—	4	—
b. 児童相談所主催の会議・研修	15	31.9%	13	68.4%	669	36.8%	1	2.1%	11	19.6%
c. 自治体福祉部局主催の会議・研修	40	85.1%	13	68.4%	1,161	63.8%	12	25.5%	8	14.3%
d. 貴機関以外の教育委員会主催の会議・研修	11	23.4%	8	42.1%	526	28.9%	6	12.8%	14	25.0%
e. その他の機関が主催した会議・研修	18	38.3%	10	52.6%	439	24.1%	10	21.3%	10	17.9%
f. 貴機関主催の会議・研修	33	70.2%	14	73.7%	514	28.3%	4	8.5%	8	14.3%

注1) a.については、平成22年4月1日現在、市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して割合を算出した。なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

注2) b.からf.については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を出しているが、総数にはb.からf.の会議・研修が実施していない自治体も含まれる。

調査2 教職員に対する研修の状況

1. 教員及び養護教諭を対象とする研修

(1) a.～i.に掲げる研修において、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで実施し（H22.3.24～H22.11.30）、または実施する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、j.に掲げる児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
初任者研修・10年経験者研修	小学校	34	72.3%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	中学校	33	70.2%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	31	66.0%	9	47.4%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	34	72.3%	11	57.9%	—	—	—	—	—	—
a. 初任者研修	小学校	29	61.7%	14	73.7%	345	19.0%	1	2.1%	4	7.1%
	中学校	29	61.7%	14	73.7%	329	18.1%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	28	59.6%	9	47.4%	7	0.4%	1	2.1%	3	5.4%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	12	0.7%	1	2.1%	1	1.8%
b. 10年経験者研修	小学校	29	61.7%	10	52.6%	143	7.9%	0	0.0%	6	10.7%
	中学校	29	61.7%	10	52.6%	133	7.3%	0	0.0%	5	8.9%
	高等学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
	特別支援学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
生徒指導担当教員に対する研修	小学校	29	82.9%	12	85.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	31	79.5%	13	86.7%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	26	65.0%	6	60.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	27	79.4%	9	100.0%	—	—	—	—	—	—
c. 悉皆	小学校	15	—	10	—	588	32.3%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	16	—	12	—	607	33.4%	1	2.1%	7	12.5%
	高等学校	16	—	5	—	15	0.8%	2	4.3%	2	3.6%
	特別支援学校	15	—	8	—	22	1.2%	0	0.0%	4	7.1%
d. 悉皆でないもの	小学校	23	—	6	—	207	11.4%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	24	—	7	—	204	11.2%	1	2.1%	6	10.7%
	高等学校	16	—	4	—	6	0.3%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	21	—	6	—	10	0.5%	0	0.0%	2	3.6%
教頭研修	小学校	23	53.5%	11	64.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	23	53.5%	10	58.8%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	17	39.5%	10	83.3%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	18	41.9%	11	78.6%	—	—	—	—	—	—
e. 悉皆	小学校	15	—	10	—	561	30.8%	1	2.1%	2	3.6%
	中学校	16	—	9	—	555	30.5%	1	2.1%	3	5.4%
	高等学校	12	—	9	—	27	1.5%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	13	—	10	—	13	0.7%	1	2.1%	3	5.4%
f. 悉皆でないもの	小学校	15	—	3	—	112	6.2%	0	0.0%	1	1.8%
	中学校	14	—	3	—	113	6.2%	0	0.0%	2	3.6%
	高等学校	10	—	3	—	1	0.1%	0	0.0%	1	1.8%
	特別支援学校	11	—	3	—	2	0.1%	0	0.0%	2	3.6%

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校長研修	小学校	26	59.1%	14	100.0%	—	—	—	—	—	—
	中学校	25	56.8%	13	100.0%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	18	40.9%	11	100.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	20	45.5%	12	100.0%	—	—	—	—	—	—
g. 悉皆	小学校	18	—	11	—	672	36.9%	0	0.0%	3	5.4%
	中学校	19	—	10	—	664	36.5%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	14	—	8	—	34	1.9%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	17	—	9	—	18	1.0%	0	0.0%	4	7.1%
h. 悉皆でないもの	小学校	13	—	4	—	121	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
	中学校	13	—	4	—	123	6.8%	0	0.0%	3	5.4%
	高等学校	8	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	特別支援学校	11	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	2	3.6%
i. a～hを除く研修	小学校	37	78.7%	15	78.9%	364	20.0%	3	6.4%	5	8.9%
	中学校	35	74.5%	15	78.9%	342	18.8%	3	6.4%	1	1.8%
	高等学校	26	55.3%	10	52.6%	14	0.8%	3	6.4%	0	0.0%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	18	1.0%	1	2.1%	2	3.6%
j. 他機関が主催する研修	小学校	17	36.2%	9	47.4%	419	23.0%	5	10.6%	8	14.3%
	中学校	17	36.2%	9	47.4%	404	22.2%	7	14.9%	11	19.6%
	高等学校	11	23.4%	8	42.1%	7	0.4%	10	21.3%	3	5.4%
	特別支援学校	9	19.1%	7	36.8%	9	0.5%	0	0.0%	5	8.9%

注1) 都道府県・指定都市教育委員会における「生徒指導担当教員に対する研修」については、平成22年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。また、都道府県・指定都市教育委員会における「教頭研修」及び「校長研修」については、平成21年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。
したがって、各研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

注2) 「生徒指導担当教員に対する研修」、「教頭研修」及び「校長研修」（都道府県・指定都市教育委員会が実施するものに限る。）以外については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を算出しているが、都道府県・指定都市教育委員会における初任者研修及び10年経験者研修以外は、研修を実施していない機関数も含まれる。

- (2) 小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、平成21年5月に文部科学省から配付した研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し（H22.3.24～H22.11.30）、または活用する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委 研修数	指定都市教委 研修数	市区町村教委 研修数	私立学校主管課 研修数	国立大学法人 研修数
初任者研修	14	0	159	0	3
10年経験者研修	8	0	56	0	6
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	372	0	8
教頭研修	34	4	349	0	5
校長研修	34	0	336	0	5
上記以外の研修	27	8	140	0	3

2. 教育機関と児童相談所の職員合同研修

平成22年度、子どもの虹情報研修センターで開催された「教育機関と児童相談所の職員合同研修」を、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用しましたか。

また、平成23年度、子どもの虹情報研修センターで「教育機関と児童相談所の職員合同研修」が開催された場合に、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用する予定ですか。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
平成22年度	3	6.4%	1	5.3%	18	1.0%	0	0.0%	1	1.8%
平成23年度（予定）	10	21.3%	5	26.3%	125	6.9%	1	2.1%	4	7.1%

注) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。

調査3 児童虐待防止等のための調査研究・検証の状況

貴機関は、地方公共団体が行う、児童虐待事例等の検証に参加又は協力し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加又は協力する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、児童虐待防止等のため、調査研究を行い（H22.3.24～H22.11.30）、または行う予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童虐待事例等の検証への参加又は協力	25	53.2%	11	57.9%	1,055	58.0%	7	14.9%	11	19.6%
児童虐待防止等のための調査研究の実施	15	31.9%	5	26.3%	457	25.1%	0	0.0%	11	19.6%

注1) 「児童虐待事例等の検証」とは、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき行われる児童虐待を受けた児童がその身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証をいう。

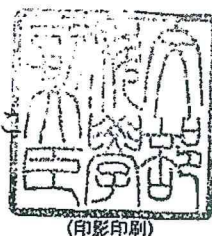
注2) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。なお、「児童虐待事例等の検証」を実施した自治体数は未把握であり、すべての自治体において検証が行われたかについては不明。



23文科初第1707号
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学副大臣 森 ゆうこ



児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること
総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないと思われることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）

「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要があるなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであって、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

(本件連絡先)

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線3299)

03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidoul@mext.go.jp

総務省による小・中学校の通告状況に関する調査の概要

1 調査の概要

総務省が、全国 21 区市の 42 小・中学校を抽出して、平成 19～21 年度に、児童相談所又は市区町村児童虐待防止等担当課に対する児童虐待に係る通告をした事例及び通告するか判断に迷った結果、通告しなかった事例について、それぞれ直近 5 事例の内容等を尋ねたもの。

調査の結果、通告しなかった事例は 6 小・中学校で 15 件あった。また、通告した 209 事例のうち詳細を把握した 75 事例中、虐待の認識時期から通告までに 1 か月以上の期間があったことをもって総務省が「長期間を要した」と整理したものは 6 小・中学校で 7 件あった。

2 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果、通告しなかった事例

通告しなかった理由の分類（総務省）	件数	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	7	保護者からの暴力の疑いがあったが、暴力の確証が得られなかったため通告しなかった。	継続的な暴力がなくとも、虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童虐待の状況が解消される見込みであったため	5	保護者からの暴力や子どもの食事等が不十分な状況が見られたが、保護者に警告したところ状況がやや改善されたため、地域で見守ることとして通告しなかった。	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2	保護者が子どもに家事をさせたり妹の面倒を見させて学校を休ませることなどがあったが、それほど欠席が続くこともなかったため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
地域でのサポートが効果的と考えたため	1	保護者に軽度の知的障害があり、子どもの世話等が不十分な状況が見られたが、通告よりも地域でのサポートが効果的と考えたため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告し、児童相談所等のサポートを受けるべき事例である。
計	15	—	—

3 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）要した事例

長期間要した理由の分類（総務省）	件数	通告までに要した期間	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	3	・3～4 月 ・約 1 年 ・約 1 年 4 月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校であったため、学級担任等が家庭訪問を繰り返すなど見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
児童の心理状態を考慮したため	1	1～2 月	保護者からの暴力等が見られたが、保護者が今後は暴力をふるわないと話したため、通告により子どもが心理的に傷つくおそれを考え、見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約 3 か月	子どもの顔に傷があることがあったが、子どもが「転んだ」等と言って保護者をかばうことが続いたため、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
—（通告しなかった事例から移替え）	2	・約 2 月 ・3～4 月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校のため、教員が家庭訪問を繰り返したものの。	—（再確認の結果、通告していたことが判明したもの）
計	7	—	—	—

総務省による児童虐待の防止等に関する意識調査の概要

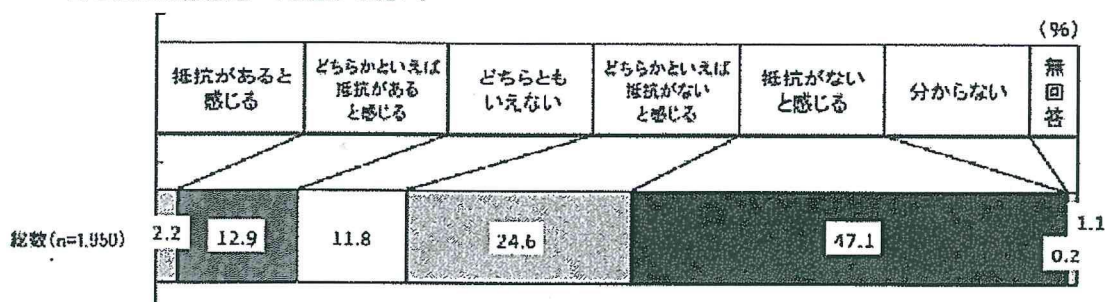
1 調査の概要

総務省が、平成22年8～9月、全国26都・市の小・中学校の校長、教頭、主任、その他の教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の担当者に対して、児童虐待の防止に関する意識等についてアンケート調査を実施したもの。

2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が計71.7%に対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が計15.1%等となっている。

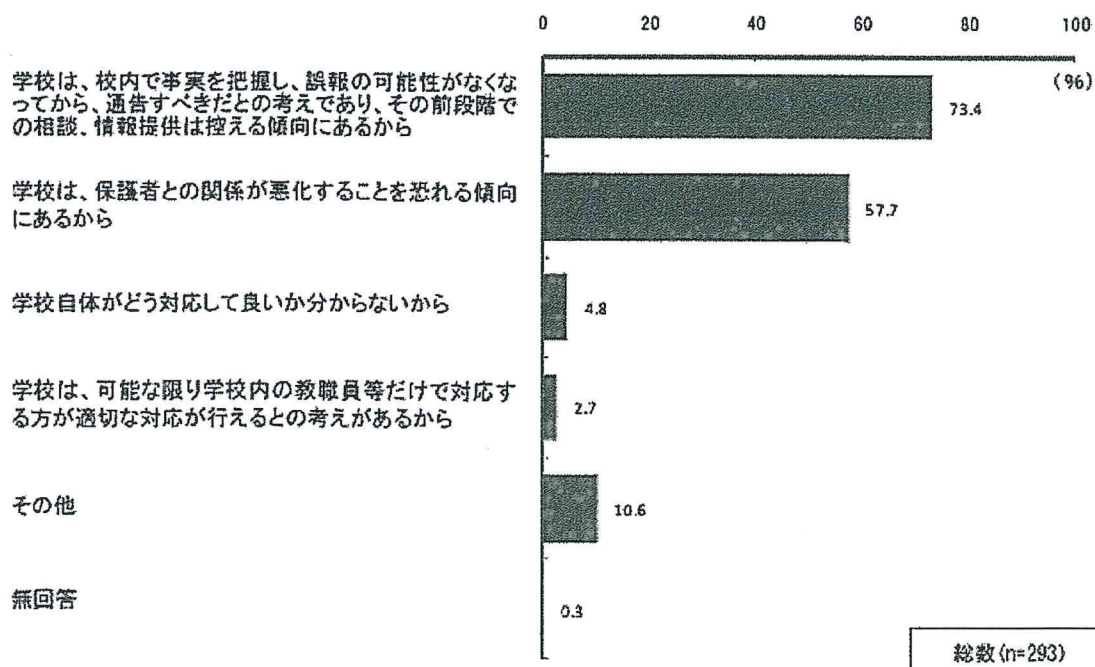
問2-2 あなたの学校においては、児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じますか。
当てはまる選択肢を一つお選びください。



3 情報提供等に抵抗がある理由

上記2において「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。

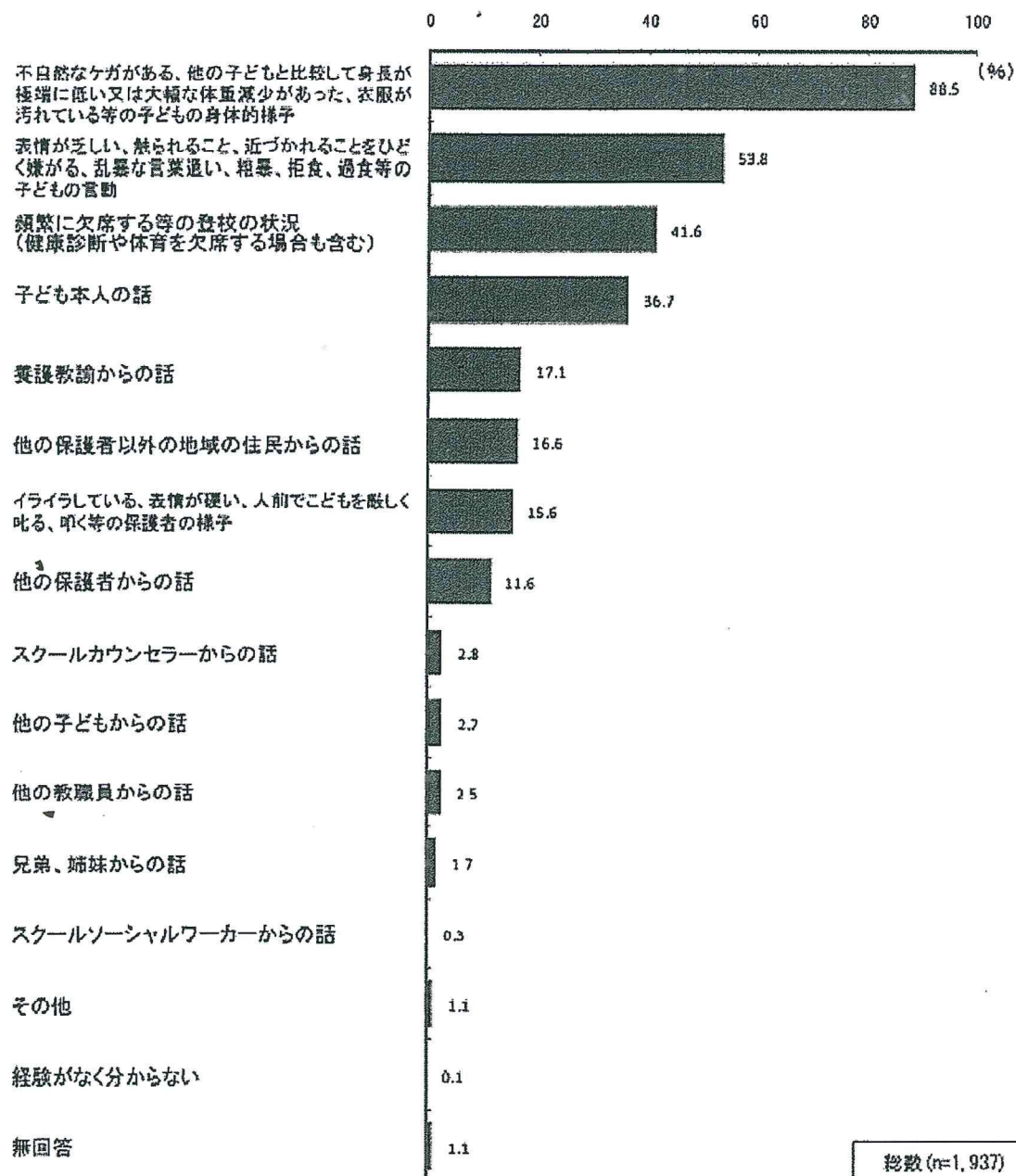
(問2-2で、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答された方に)
問2-3 あなたは、なぜそう思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を二つまでお選びください。



4 児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8%等となっている。

問2-4 あなたは、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思いますか。特に多いと思う選択肢を三つまでお選びください。



児童虐待に係る通告の対象が拡大された際の児童虐待防止法一部改正に関する所管官庁による施行通知の関係部分抜粋

5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

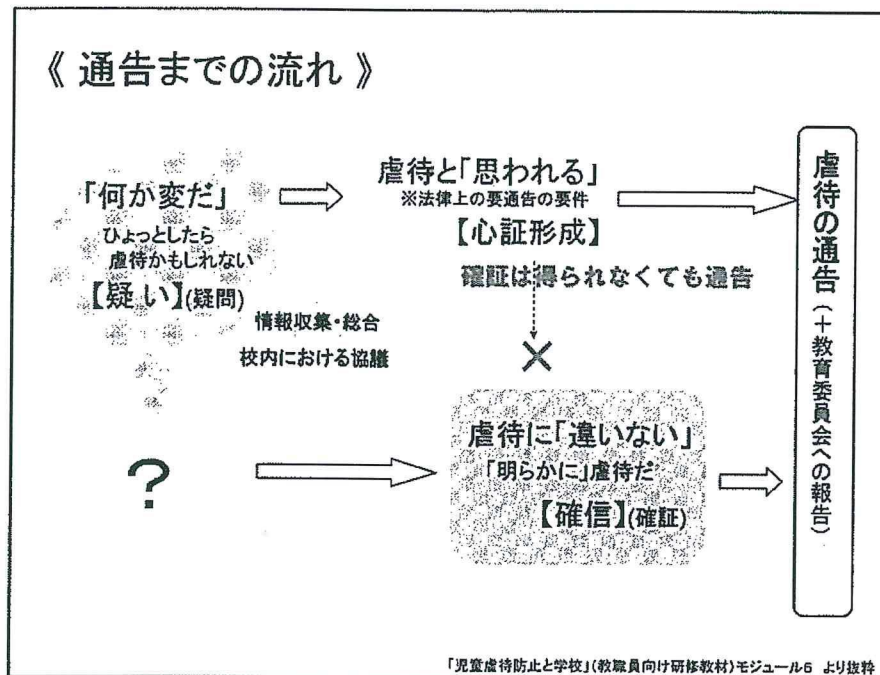
児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

（注：下線は、抜粋者による。）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成16年8月13日付け雇児発第0813002号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より



【虐待を疑うための3つの「変」】 子どもが変

- ・表情が乏しい
- ・触られること、近づくことをひどく嫌がる
- ・乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- ・大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- ・落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- ・嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- ・他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- ・集中困難な様子(白昼夢)
- ・持続的な疲労感、無気力
- ・異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- ・衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- ・頻繁に保健室に出入りする
- ・理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

【虐待を疑うための3つの「変」】 保護者が変

- ・感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- ・表情が硬い、話しかけてものってこない
- ・子どもへの近づき方、距離感が不自然
- ・子どもの普段の様子を具体的に語らない
- ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- ・弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- ・連絡が取りにくい
- ・家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- ・「キレた」ような抗議をしてくる
- ・家の様子が見えない

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

【虐待を疑うための3つの「変」】 状況が変

- ・説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- ・体育や身体計測のときにはよく欠席する
- ・低身長や体重減少
- ・親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、
親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- ・子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、
緊急性を感じていないそぶりが伺える
- ・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

第3章

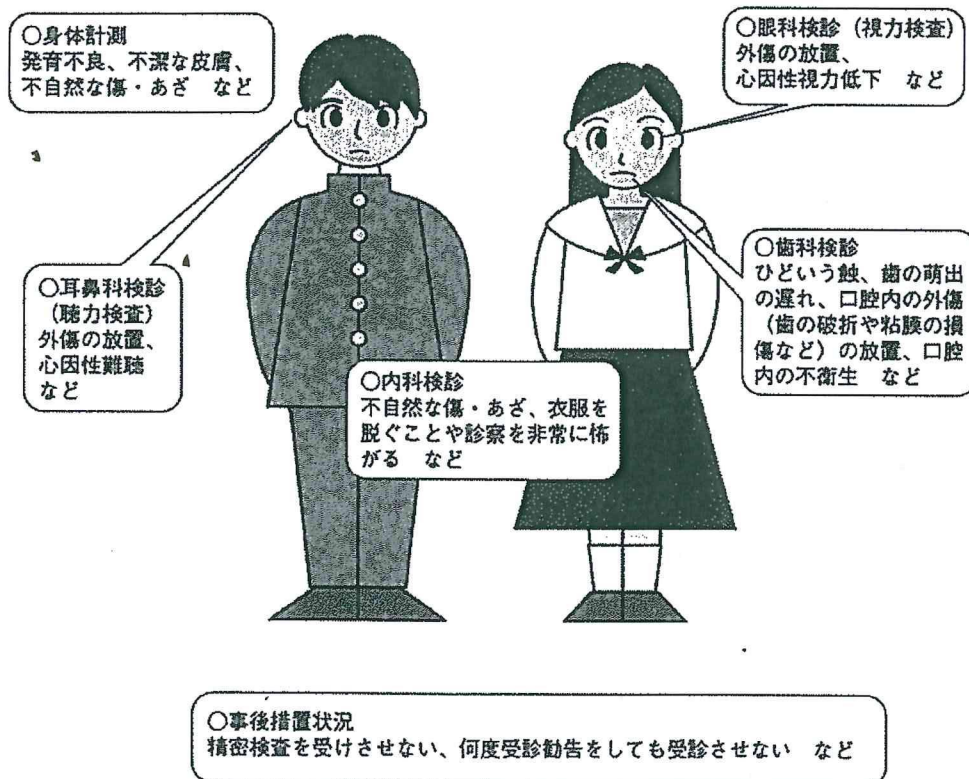
児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1) 健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)



図一7 健康診断における早期発見の視点

(2) 保健室等での子どもへの対応

養護教諭が行う救急処置や健康相談活動（担任、保護者、関係者との連携を含む）など、保健室等での子どもへの対応における虐待の早期発見の視点について、下記に示す。

しかし、先に述べたように、このような症状や行動が見られるからといって必ずしも虐待があるとは限らないこと、虐待の種類の区分についてもこれに限るものではなく他の虐待においても共通に見られるものが多いことに留意する。子どもの訴えに耳を傾け、子どもが発するサインを見逃さないようにするとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

① 身体的虐待

（第3章－2 身体的虐待の早期発見の視点とその対応 参照）

- 不自然な外傷
 - ・ 殴られ、蹴られ、つねられた跡など新旧の混ざった内出血跡
 - ・ 身体各部の不自然な骨折
 - ・ 服で隠れている部位の外傷
 - ・ たばこの火を押し付けた火傷跡、熱湯の火傷跡 など
- 受傷原因の説明があいまい
- 家庭でのけがで来室する など

② ネグレクト

- 衣服が季節に適していない
- 衣服や下着が不潔で臭う
- 体が汚れている（入浴していない）
- 急激な体重減少
- 不登校
- 無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
- けがの状態が学校で処置をしたときのまま
- 治療が必要と思われる状態でも、保護者が受診させようとしない
- 空腹を訴える、異常な食欲（朝食の欠食など、家庭での食事が不十分）
- 家庭訪問をすると、家の中が極端に散らかっており、不衛生である など

③ 性的虐待

（第3章－3 性的虐待の理解とその対応 参照）

- 性感染症
- 妊娠や人工妊娠中絶
- 他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
- 年齢にそぐわない性的発言

第3章 児童虐待の早期発見・早期対応

- 性情報に対し、異常と思える程の関心又は極端な嫌悪を示す
- 性的虐待を他の人の話として話す、絵画や作文などに性的関係を暗示させるようなものが見られる など

④ 心理的虐待

- 摂食障害が見られる
- リストカットなどの自傷行為が見られる
- 表情がいつも暗い など

⑤ その他

- 頻回にわたる保健室来室
- 頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴を繰り返す
- 子どもの不自然な言動
- 仲の良い友だちからの虐待の情報
- 暗いところを怖がる
- 便や尿の失敗が頻回にある
- カッとなりやすい、暴力を振るう、他の子どもとのトラブルが多い（弱い者いじめをするなど）
- 家に帰りたがらない
- 不安で落ち着きがない様子が見られる
- 家庭の話をしたがらない（保護者の話題になると話をそらす など）
- 教職員に対して反抗的な態度をとる
- 教職員に異常なほど甘える
- 兄弟姉妹間で保護者等に差別扱いされている など

④ 校内における児童虐待対応の流れ(例)

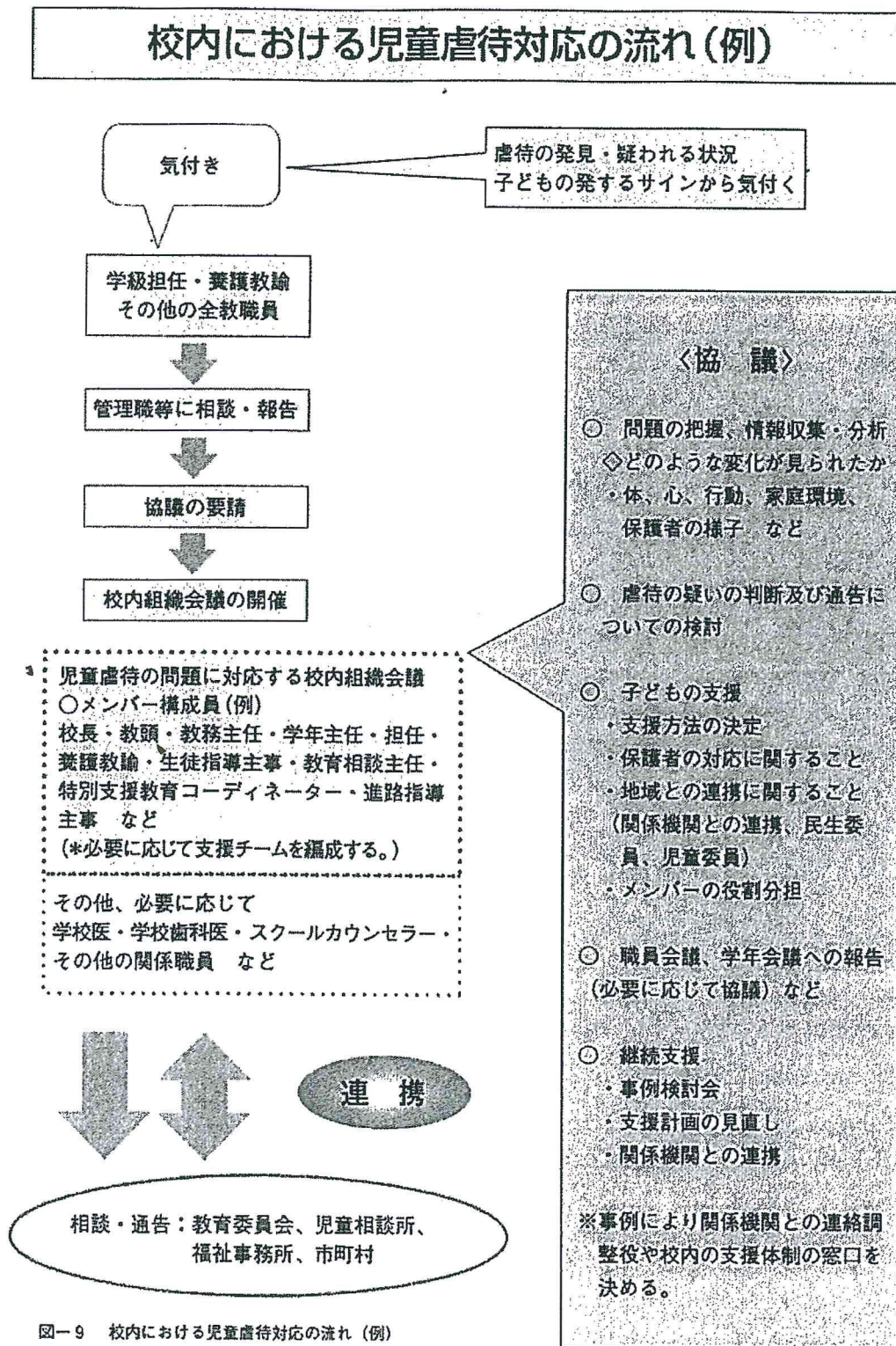


図-9 校内における児童虐待対応の流れ(例)